

感染症の出席停止期間の基準

	疾患名	潜伏期間	感染可能期間	主要症状	出席停止期間の基準	登園許可書	備考
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルスによるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る)				感染源となりうる間は原則入院、治癒するまでは出席停止	要	
	コロナウィルス感染症	2～10日	発症後5日～10日		発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	要	*要保護者記入の経過報告届
第2種	インフルエンザ	1～2日	発症後約3日は感染力が強い	発熱、全身倦怠、関節痛、筋肉痛 咽頭痛、咳、鼻水	発症後(症状が出て)5日、かつ解熱後3日を経過するまで	要	*要保護者記入の経過報告届
	百日咳	6～15日	発症後3週間(治療で短縮)	最初風邪のような咳、その後発作性の咳込みを反復	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療終了まで	要	
	麻疹(はしか)	10～12日	症状(発熱、咳)が出現する1日前から発疹出現後4～5日	最初2～3日風邪症状、発熱。その後さらに高熱、発疹が広がる	解熱後3日を経過するまで	要	医師により保健所への届出が必要
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2～3週間	発症数日前～症状消退まで	耳下腺、顎耳腺、舌下腺腫脹、発熱	耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が出て6日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	要	
	風疹(三日はしか)	2～3週間	発疹出現数日前～後5～7日	発熱と同時に発疹、リンパ節腫脹	発疹が消失するまで	要	医師により保健所への届出が必要
	水痘(水ぼうそう)	11～20日 (多くは14～16日)	水疱出現前～後6日	腹部、背中から全身に広がる丘疹が水疱、痂皮へと変化する	全ての発疹が痂皮化するまで	要	
	咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウィルス感染症)	5～7日	発症数日前～後約5日	発熱、咽頭痛、眼球充血、眼脂	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要	
	結核	1ヶ月～数年		咳、発熱、全身倦怠	感染のおそれなくなるまで	要	医師により保健所への届出が必要
	髄膜炎菌性髄膜炎	2～4日		高熱、吐き気、項部硬直(首が痛い)、精神症状	感染のおそれなくなるまで	要	医師により保健所への届出が必要
第3種	RSウィルス感染症	2～8日	症状(咳・鼻水)が出現している間	咳・鼻水・発熱・ゼーゼー	主な症状が焼失し、全身状態が良い者は登園可能	不要	
	腸管出血性大腸菌	2～14日	多くは数日内	水様性下痢、血便、腹痛、発熱	主な症状が消失し、医師が登園可能と認めるまで	要	ベロ毒素陽性者は医師により保健所への届出が必要
	流行性角結膜炎	1～2週間	発症後約2週間	眼球充血、眼瞼腫脹、眼脂	医師の感染のおそれがないと認めるまで	要	
	急性出血性結膜炎	1～2日	発症後約1週間	流涙、眼球充血、眼瞼腫脹	医師の感染のおそれがないと認めるまで	要	
	溶連菌感染症	2～4日	咽頭に溶連菌が存在する間	発熱、咽頭痛、莓舌、全身の発疹	抗生物質治療開始24時間を経て全身状態がよければ登園可能。長くて初診日と翌日を出席停止にすればよい	不要	
	ウィルス性肝炎(A・B・C型)	A型2～6週 B・C型1～6カ月	A型 発症後1～2カ月 B・C型不定(キャリア化あり)	発熱、全身倦怠感、悪心、嘔吐、右季肋部痛、黄疸	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可能。B・C型肝炎の無症状病原体保持者(キャリア)は登園可能	要	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	1～数日	原因ウィルス、細菌による	嘔吐、下痢、腹痛、発熱、	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	不要	
	ヘルパンギーナ	2～4日	発症前日～数日が感染力が強い(ウィルス排泄は2～4週間)	発熱、咽頭痛、咽頭に水疱	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	不要	
	マイコプラズマ感染症	2～3週間	2週間前後	頑固で長期にわたる咳、発熱	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察を受け許可を得ること
	伝染性紅斑(りんご病)	10～20日	感染後1週間～10日(紅斑出現時にはほとんど感染しない)	風邪症状の約1週間後、両頬の紅斑。四肢、体幹にも広がることあり	紅斑出現時は元気がよければ登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察を受け許可を得ること
	手足口病	3～5日	急性期(ウィルス排泄は2～4週間)	手足口に丘疹、水疱、口内疹、口内痛	食事ができて元気がよければ登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察を受け許可を得ること
	頭しらみ		成虫がいるとき	頭髮に虫卵が付着、頭のかゆみ	駆除に努めながら登園可能	不要	*要シラミの駆除完了報告書の提出
	水いぼ(伝染性軟属腫)	2週間～6カ月		粟粒大から小豆大の小さいいぼ	合併症がなければ登園可能	不要	化膿したり、かゆみ強い時は治療を受けること
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	水疱、びらん面がある間	皮膚に水疱ができ、破れてびらん面をつくる	感染におそれがないと認めるまで(確実にガーゼで覆い接触感染を防ぐこと)	不要	広範囲の時は登園不可	
突発性発疹			発熱が2～4日続き、解熱後に発疹	解熱後元気であれば登園可能	不要		

※黄色の部分の感染症に罹患した場合は、医師が記入した意見書(登園許可書)が必要です。

※インフルエンザ・コロナウィルス感染症の診断を受けた場合は保護者記入の経過報告届で登園が可能です。

意見書(登園許可書)インフルエンザ・コロナウィルス経過報告・登園届は園のホームページよりダウンロード可能です。ダウンロードが難しい場合は保育園で用紙をもらってください。

その他の感染症に関しましても、医師の診断を受けただうえで、登園可能かを確認してください。(登園許可書は必要ありません)